

平成28年第4回定例会

都市建設常任委員会会議概要

委員長 秋村 光 男

副委員長 長谷川 章 悦

1 開催日 平成28年12月27日（火曜日）

2 開催場所 第3委員会室

3 審査案件

議案第179号 公の施設の指定管理者の指定について（合浦公園等）

議案第181号 市道の路線の廃止について

議案第182号 市道の路線の認定について

○出席委員

委員長	秋村光男	委員	木戸喜美男
副委員長	長谷川章悦	委員	里村誠悦
委員	天内慎也	委員	木下靖
委員	山本武朝	委員	丸野達夫

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長	相馬政美	都市整備部参事	長井道隆
都市整備部長	金子牧子	水道部参事	伊藤三千雄
都市整備部理事	八戸認	水道部総務課長	一戸隆雄
水道部長	相馬政人	交通部管理課長	今国弘
水道部理事	澁谷修	公園河川課長	高村功輝
交通部長	堀内隆博	公園河川課副参事	土岐政温
都市整備部次長	赤坂寛	関係課長等	
都市整備部参事	岡山幸司		

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	横内智徳	議事調査課主査	山内克昌
---------	------	---------	------

○秋村光男委員長 ただいまから、都市建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の案件に入る前に、委員の改組後、最初の常任委員会ですので、理事者側から次長級以上の職員の紹介をお願いいたします。

～～中略～～

○秋村光男委員長 それでは、今期定例会において本委員会に付託されました議案3件について、ただいまから審査いたします。

初めに、議案第179号「公の施設の指定管理者の指定について（合浦公園等）」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 本定例会に提出しております議案第179号「公の施設の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

お手元にお配りしております「指定管理者選定評価委員会審査結果」をごらんいただきたいと思います。

対象となります施設は、「1 対象施設」に記載のとおり、青森地区における15の都市公園であります。

初めに、選定方法につきまして御説明いたします。

「2 選定方法」の（1）選定基準及び配点の表のとおり、「1 管理運営全般について」、「2 管理について」、2ページ目に移っていただきまして、「3 運営について」、「4 効率性について」の4項目で評価いたしました。

再度1ページ目にお戻りいただきまして、評価項目の1、管理運営全般につきましては、施設の設置目的に合致するなどの管理運営方針となっているか、また、同種の施設管理業務の実績、地域や関係団体との連携などにつきまして評価し、配点は20点としております。

評価項目の2、管理につきましては、地元雇用への配慮、職員等の配置計画や雇用・労働条件、研修計画、施設管理計画、2ページ目に移っていただきまして、防犯、防災、緊急時の対応に関する取り組み、個人情報保護の取り扱いに関する取り組み、環境保全、負荷低減への取り組み、障害者雇用につきまして評価し、配点は70点としております。

評価項目の3、運営につきましては、市民の平等な利用を確保するための方針、利用者等の要望等の把握と反映方法、サービス向上の対策、自主事業への取り組み、不法行為等への対策につきまして評価し、配点は30点としております。

最後に、評価項目の4、効率性につきましては、収支計画ということで、経費の妥当性と全体経費の縮減を評価するもので、配点は30点としており、これら4項目合計の150点を満点としているところであります。

次に、同じく 2 ページ目下段の (2) 個別項目採点基準をごらんいただきたいと思ひます。

採点につきましては、「大変よい」から「全く不十分」までを項目ごとに評価いたします。

続いて、3 ページ目中段の「最低得点について」をごらんいただきたいと思ひます。

ここで、候補者の水準を確保するため、最低得点を各項目の「普通」とされる場合の合計点であります 81 点に設定しており、これを下回る場合は選定しないこととしております。

また、「4 効率性について」を除く点数の合計が、各項目の「普通」と評価される場合の合計点であります 66 点を下回る場合も選定しないこととしております。

次に、3 ページ目下段の (3) 選定評価委員会委員及び (4) 選定評価委員会開催日をごらんいただきたいと思ひます。

指定管理者候補者の選定につきましては、応募団体の物的能力、人的能力等を総合的に判断して行うプロポーザル方式による書類審査を基本とし、市民政策部理事を委員長とする各部局の理事または次長級の職員、学識者及び税理士を委員とする指定管理者選定評価委員会を 10 月 25 日に開催し、選定したところであります。

応募者につきましては、4 ページ目になりますが、上段の「3 応募団体名」に記載のとおり、特定非営利活動法人パークメンテ青い森グループ 1 団体からの応募がありました。なお、同グループは現在の指定管理者であります。

次に、「4 審査結果」の表に記載のとおり、合計点が 110.35 点、また、「効率性について」、すなわち収支計画を除いた合計点が 88.28 点となりましたことから、指定管理者候補者として選定したところであり、平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までの 5 年間において、維持管理業務を行う予定としているところであります。

最後の「7 選定理由」といたしましては、応募資格を満たしていることに加え、最低得点 81 点以上の点数を獲得していること、及び「効率性について」を除いた場合に、「普通」とした点数の合計 66 点以上の点数を獲得していること、以上の 3 点であります。

以上、議案第 179 号につきまして御説明いたしました。慎重御審議の上、何とぞ御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○秋村光男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、山本委員。

○山本武朝委員 応募団体が 1 者しかないということで、この特定非営利活

動法人パークメンテ青い森グループはよく聞く団体名で、前回は指定管理者であったということですのでけれども、もともとこのグループはどういう組織だったのか、経緯や概略を教えてください。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 パークメンテ青い森グループは、青森市内にある造園業を営む団体の組合員のほか、公園を管理する技術を有している企業等で組織されております。

○秋村光男委員長 はい、山本委員。

○山本武朝委員 前回はこのパークメンテ青い森グループが指定管理者だったということですが、今回と前回の指定管理料について教えてください。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 担当課のほうから御説明させていただきたいと思っております。

○秋村光男委員長 はい、お願いします。

○土岐政温公園河川課副参事 指定管理料の提案であります、今回の指定管理料基準額は、5年間のうち1年当たり9449万4000円です。そして……（「掛ける5でいいんですか」と呼ぶ者あり）はい、そうです。それで、前回は途中で消費税率が変わっているんですけれども、前回の指定管理料基準額は9295万9000円としております。

○秋村光男委員長 はい、山本委員。

○山本武朝委員 済みません。基本的なことですが、基準額とこの提案された管理料はどう違うんですか——これが提案された価格なんですか。はい、了解です。わかりました。

○秋村光男委員長 ほかにありませんか。はい、木下委員。

○木下靖委員 今の山本委員の質問との関連なんですが、一般質問でもこの指定管理料基準額ということが出たんですけれども、この基準額自体、どのようにして決められるのかももう一度説明していただけますか。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 担当課のほうから御説明させていただきたいと思っております。

○秋村光男委員長 はい、お願いします。

○土岐政温公園河川課副参事 指定管理料の基準額につきましては、まず、一番最初に指定管理者制度に移行するに当たりまして、それまでの該当する公園の維持管理に要している経費——例えば、業務委託費などをもとに積算いたします。あと加えて、それを総合的に統括する人件費、あるいは光熱水費なども過去数年間の実績をもとに財政当局と協議した上で決めていきます。

○秋村光男委員長 はい、木下委員。

○木下靖委員 基準額そのものの算定の仕方というのは、そういうことだと
言われればそれまでなんですけれども、指定管理者の応募団体が複数あった
場合は、その提案内容等によって、選ばれるか選ばれないかというところを
左右されると思うんですが、それによって、かかる経費も変わってくると思
います。例えば、経費縮減率を出すに当たっては、その基準額に対する提案
額が低ければ低いほど縮減率が高くなるわけですね。

単なる額を基準額と決めて、それに対して安いほうが縮減率が高いという
システムになっているんですけれども、この提案内容との勘案というか、提
案内容は別に配点で考慮はされているんですが、今の基準額というのは、過
去の提案内容をもとにした基準額なわけですね。なので、その辺がちょっ
とこう、すっと落ちてこないんですね。当然にして、その提案内容が変
われば、経費だって変わってくるだろうと。それで、費用対効果でどうなん
だという判断になってしかるべきだと思うんですけれども。

ちょっと基準額だけが固定的というか、決まっていて、それに対する額が
低いほどよいという、その指定管理者制度そのもののあり方にもかかわるん
だと思うんですけれども、まあ、いいです。これは、意見として申し上げてお
きます。

○秋村光男委員長 今の発言は質問ではなくて、意見として出たものではな
ら、答弁は求めませんけれども。木下委員、それでよろしいですか。

○木下靖委員 はい、今のところ。もし、何かおっしゃることがあるのであ
れば。

○秋村光男委員長 質問ではないですが、何かおっしゃることがあったらど
うぞということです。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 まずは、基本的な経費縮減の配点ですけれども、
資料の3ページ目上段から中段にかけてありまして、仮に、提案者の経費が
基準より20%下がっているとすれば、縮減率が20%で配点が30点という満
点になります。それから、縮減率が右のほうに行くとだんだん低くなってお
り、0%になりますと、15点の配点ということで、基本点プラス縮減率の配
点につきましては、指定管理者制度として、このように定めたものといいま
すか、このように考えるということでお示ししているものであります。

○秋村光男委員長 はい、木下委員。

○木下靖委員 せっかく今、お話しいただいたんですけれども、ちょっと私
も一言、言っておきたいんですが、例えば、基準額が1億円であって、提案額
が8000万円であれば、縮減率が20%で最大の30点もらえるというものでは
あるんですけれども、今のこの件に限らず、この指定管理者制度の目的とい
うのは、管理運営経費の縮減と市民サービスの向上という2つ大きなポイント
があると思います。

それで、全てを見ているわけではないですが、その管理運営経費の縮減というのは、例えば、市直営の場合と比べて、当然にして縮減されているということはわかるんですけども、この指定管理者制度に移行してからも、ともすれば、年々、管理運営経費の縮減を求められているような感じがして、指定管理者も大変だろうと思う部分があります。いろんな施設を見ていまして、指定管理者として運営する側というのは、大変な思いをしながらも、複数の応募がある場合には、勝つために経費を縮減していかなければいけないということで、結構おもりがかかっている施設もあると感じているという意見でした。

○秋村光男委員長 はい、長谷川委員。

○長谷川章悦委員 今、木下委員も言ったけれども、私も実際、指定管理者に応募した経験がありますが、やっぱり、経費だけに重みが行くわけなんです。例えば、この評価項目の管理運営方針からずっと行って点数が高くても、経費のところで逆転されるわけです。5点差がついていながら、経費で7点差をつけられれば逆転されるんです。要するに、どうしても安ければいいってことなんです。3000万円も安く応募されれば、勝てるものでない。それが、実際に見ていけば、どこかにしわ寄せが行っているんです。

だから、そういうことを考えれば、木下委員が言ったように、ただ経費が安ければいいのかということの問題ではないと思うんです。これは、ここで言ってもだめなんだけれども、指定管理者制度全般に考えなければならぬことです。給料にしても、サンドームにいる職員を見れば、本当にかわいそうですよ。だから、そういうことを考えれば、この指定管理者制度は、経費を安くすると市民サービスの向上というけれども、スポーツ関係の施設でも、きちんとしたその施設の目的があるわけですよ。やっぱり、きちんと管理しながら効果が上がるようなことを考えていかないと、ただ安ければいいという土木工事とかの入札と違うんだから、その辺について、いつも指定管理者制度の問題があるとは思っています。まあ、それは全体的な、ここだけの問題でないけれども、考えたほうが良いと思っています。

○秋村光男委員長 今、長谷川委員から発言がありましたけれども、指定管理者制度の根幹にかかわる部分だと思いますので、これは管理する立場の方々にも御一考してもらえればよろしいかと思えます。

そのほか、御発言ありませんか。はい、天内委員。

○天内慎也委員 これまでも実績があるところだと思うんですけども、ちょっと気になる場所がありまして、選定基準の中の「職員の雇用・労働条件の向上に努めているか」という内容で、向上ということはどういう内容なのか教えてください。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 担当課のほうから御説明させていただきたいと思
います。

○秋村光男委員長 はい、お願いします。

○土岐政温公園河川課副参事 職員の雇用・労働条件の部分につきましては、
当該指定管理者候補者の場合は、就業規則を定めていること、また、労働契
約に際して労働条件通知書を交付するなど、労働関係法令を遵守しているこ
とに加えまして、市で指定管理料基準額を算定した際の人件費相当分に対し
まして、提案額の内訳を精査しましたところ、それを上回っていたことが評
価されたところであります。

○秋村光男委員長 はい、天内委員。

○天内慎也委員 もう一度伺いますが、人件費とおっしゃいましたけれども、
人件費が基準より幾らか高く、労働者が高い賃金で働いているから評価され
たということなんですか。

○秋村光男委員長 はい、どうぞ。

○土岐政温公園河川課副参事 はい、そうであります。市の基準額における
人件費相当分を100%とした場合、提案者におきましては126%ということ
でありましたので、そこを選定評価委員会で評価したものです。

○秋村光男委員長 はい、天内委員。

○天内慎也委員 賃金は高いということですが、4ページの審査結果を見れ
ば、満点を獲得しているところが3項目あって、その中に労働条件が入って
います。

先ほど、皆さんと議論している中で、指定管理者制度は経費削減の意味も
あるということなんですけれども、何で5点なのかとちょっと気がついたん
ですが、その点をもし説明できれば、なぜかということでお願ひします。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 担当課のほうから御説明させていただきたいと思
います。

○秋村光男委員長 はい、お願いします。

○高村功輝公園河川課長 今、天内委員から、配点がなぜ5点なのか、もっ
と高い配点でもいいのではないかというような意味の御質問……（「なぜ満点
なのか」と呼ぶ者あり）なぜ満点なのかという御質問でしょうか。

それであれば、今、御説明したとおり、パークメンテ青い森グループから
の提案書に記載されております職員の雇用条件等につきまして、市が求める
基準を満たし、かつそれ以上の提案がありましたので、5点に対しての満点
評価を都市整備部以外の選定評価委員の皆様へ評価していただいたというこ
とだと解しております。

○秋村光男委員長 はい、天内委員。

○**天内慎也委員** 私は、人件費はやっぱり大事な問題だと思っていてまして、安いよりは高いほうがよいと思っておりますので、別に文句をつけるわけではございませんけれども、一応気になったものですから。あと、異議ありません。

以上です。

○**秋村光男委員長** そのほか、御発言ありませんか。はい、木下委員。

○**木下靖委員** 今の天内委員の発言に関連して、先ほど、市の基準額を100%とした場合に、今回の候補者が126%だということでしたが、参考までに市の基準額というのは幾らなんでしょうか。

○**秋村光男委員長** はい、都市整備部理事。

○**八戸認都市整備部理事** 担当課のほうから御説明させていただきたいと思っております。

○**秋村光男委員長** はい、担当課、よろしく申し上げます。

○**土岐政温公園河川課副参事** 今回の15公園の指定管理者の募集に当たって、市が示しました指定管理料基準額は、平成29年度から平成33年度の5年間の実施年度当たり、9449万4000円……（「違う、違う、人件費の分」と呼ぶ者あり）人件費、済みません。

〔担当課職員、資料を捜す〕

○**秋村光男委員長** いいですか。（「時間がかかるなら、後でも」と呼ぶ者あり）

○**土岐政温公園河川課副参事** 済みません、ちょっと今、資料のありかを捜していますので。

○**秋村光男委員長** かわりにお答えできる方。いいですか。

○**土岐政温公園河川課副参事** 済みません。人件費は1688万6557円であります。

○**木下靖委員** 1688万……。

○**土岐政温公園河川課副参事** 1年当たり1688万6557円です。

○**秋村光男委員長** はい、木下委員。

○**木下靖委員** 今のこれは、1年当たりの人件費の総額ということですよ。これでは、ちょっと比較のしようがないというか、いわゆる個々の人件費の水準としてどうなのかというところが、これで何人の人を使っているのかということが全然わからないので、その辺がわかるような資料を後ほどで結構ですので、いただければと思います。

○**秋村光男委員長** はい、都市整備部理事。

○**八戸認都市整備部理事** その辺の資料を後ほど、委員の皆様にお配りしたいと思っております。

○**秋村光男委員長** そのほか、御発言ありませんか。

〔土岐政温公園河川課副参事「済みません」と呼ぶ〕

○秋村光男委員長 はい、どうぞ。

○土岐政温公園河川課副参事 先ほど、山本委員から、現時点での指定管理料基準額の年額の御質問がありましたが、ちょっと訂正させていただきたいと思います。

まず、消費税率5%のときは1年当たり9185万円、消費税率8%へ移行してからは9447万5000円となります。

以上でございます。おわびして、訂正させていただきます。

○秋村光男委員長 ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第179号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第181号「市道の路線の廃止について」及び議案第182号「市道の路線の認定について」は、内容に関連があることから一括議題といたします。なお、採決は議案ごとに行います。

両案に対する説明を当局から求めます。都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 議案第181号「市道の路線の廃止について」及び議案第182号「市道の路線の認定について」御説明申し上げます。

初めに、路線の認定を行う目的につきまして御説明申し上げます。

路線の認定は、道路法上の道路として道路管理者を明確にし、適正に維持管理するために行うものであります。

また、既に認定した路線にかわるべき路線を新たに再認定しようとする場合や一般交通の用に供する必要がなくなった場合は、当該路線を廃止することができるとされているところであります。

それでは、これらを踏まえまして、お手元の資料に基づいて順次御説明申し上げます。

まず、資料「議案第181号 市道の路線の廃止について」の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回、廃止しようとする路線は22路線であり、延長が1万9413メートル、面積が8万7719平方メートルとなっております。

これら22路線は、市への道路用地の寄附や市における道路のつけかえなどにより、既に認定した路線の起点もしくは終点またはそのいずれもが変更となるため、旧路線を廃止し、新路線として再認定しようとするものであります。

廃止理由の内訳は、寄附によるものが9路線、その他として、市道のつけかえなどによるものが13路線となっております。

資料の図面は、廃止しようとするそれぞれの路線図となっており、旧路線の廃止と新路線の再認定との関係がわかりやすいように、廃止しようとする旧路線を黒で、当該路線に関連する新路線を赤で表示しております。

それでは、一部につきまして具体的に御説明申し上げたいと思います。

図面の3ページの廃止路線図3をごらんいただきたいと思います。

当該路線につきましては、F1—68三内沢部68号線の地先の私道を寄附採納したため、これを一旦廃止し、新たに寄附採納した部分を含めましてF1—72三内沢部72号線として再認定しようとするものであります。

続きまして、15ページになりますが、廃止路線図15をごらんいただきたいと思います。

当該路線につきましては、浪岡城跡の整備に伴い、現在、当該路線に接道する住宅などが存在せず、一般交通の用に供する必要がなくなったため、1108松本線を廃止しようとするものであります。

続きまして、資料「議案第182号 市道の路線の認定について」の1ページ及び2ページ目をごらんいただきたいと思います。

今回、認定しようとする路線は71路線であり、延長が2万5190.4メートル、面積が12万6740平方メートルとなっております。

これら71路線は、市への道路用地の寄附や開発道路の帰属、市における道路のつけかえなどにより、新たに認定しようとするもの、または、旧路線を廃止し、延長して新路線として再認定しようとするものなどであります。

認定理由の内訳は、寄附によるものが39路線、開発行為に伴う帰属によるものが13路線、その他として、市道のつけかえなどによるものが19路線となっております。

資料の図面は、認定しようとするそれぞれの路線図となっており、認定しようとする新路線を赤で、当該路線に関連して廃止しようとする旧路線を黒で表示しております。

それでは、これにつきましても、その一部につきまして具体的に御説明申し上げたいと思います。

初めに、図面の1ページの認定路線図1をごらんいただきたいと思います。

当該路線につきましては、青森工業高等学校跡地における開発行為に伴って建設された道路が市に帰属されたため、A6—29篠田三丁目29号線、A6—30篠田三丁目30号線、A6—31篠田三丁目31号線及びA6—32篠田三丁目32号線として認定しようとするものであります。

続きまして、図面の5ページの認定路線図5をごらんいただきたいと思います。

当該路線につきましては、私道を寄附採納したため、D2—89羽白89号線とし

て認定しようとするものであります。

続きまして、図面の 29 ページの認定路線図 29 をごらんいただきたいと思えます。

当該路線につきましては、浪岡地区におきまして、市道沖島田線の整備に伴い旧路線の 67 沖島田線を廃止し、その一部を新たな沖島田線に接続する 2201 下嶋田 2 号線として再認定し、また同様に、新たな沖島田線に接続する 1076 浅井道線をつけかえたため、これを廃止し、1272 浅井 1 号線及び 1273 浅井 2 号線として再認定しようとするものであります。

以上、議案第 181 号及び議案第 182 号につきまして御説明いたしました、慎重御審議の上、何とぞ御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○秋村光男委員長 これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。はい、木戸委員。

○木戸喜美男委員 「議案第 181 号 市道の路線の廃止について」の廃止路線図 1、E 8—84 新城平岡 84 号線は黒い線になっていますので、廃止路線ですか。それで、その後は何になるんですか。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 当該路線につきましては、ここが石江土地地区画整理事業のちょうど区域界になっておりまして、区画整理事業が完了した際に、石江 9 号線として既に認定されている路線であります。現在、重複認定となっておりますので、今回、廃止しようとするものであります。

○秋村光男委員長 そのほか、御発言ありませんか。はい、木下委員。

○木下靖委員 路線の廃止・認定については異論ありませんが、ちょっと教えてほしいです。私道が寄附になるというのはわかりますが、例えば、寄附になる前の私道の状態での除排雪については、どういう対応になっているんですか。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 私道でありましても、人家が張りついている場合につきましては、市は除雪路線として毎年除雪を行っております。

○秋村光男委員長 はい、木下委員。

○木下靖委員 ということは、人家が張りついている私道であれば、それは除排雪の対象道路ということですか。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 はい、そのとおりであります。

○木下靖委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○秋村光男委員長 はい、山本委員。

○山本武朝委員 仮に、私道の状態が、距離が長くて人家の軒数が多かったり、距離が短く行きどまりで人家がぽつんと 1 軒しかなかったりする場合で

も、市民の要望があれば、それは除雪の対象となるのでしょうか。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 除雪の対象としております。（「なかなか来ないよな」と呼ぶ者あり）

〔山本武朝委員「え、うそ」と呼ぶ〕

○秋村光男委員長 はい、山本委員。

○山本武朝委員 非常に重大な答弁をしていただいたと思っています。ただ現実的には、除雪がなかなか入らないんだけど、何とかならないかという相談も受け、雪に関する市民相談窓口にもつないでいるという現状があります。除雪が全く入らないのか、1シーズン1回入っているのか、ちょっとその程度はわかりませんが、再度確認しますが、私道であってもそこに世帯があれば、市民の生活を守る意味で除雪は入るという考え方なんでしょうか。

○秋村光男委員長 はい、都市整備部理事。

○八戸認都市整備部理事 先ほど御説明申し上げましたとおりであります。ただ、除雪がなかなか入らない路線も実はありまして、特に狭隘路線は幅が狭くて、普通のショベルローダーだと入れないような道路も多々あります。そういうところにつきましては、地区の町会長から道路維持課のほうに、もう雪が降っているので、そろそろお願いしますというような御意見をいただいて、当課が現地を確認した上で、例えば、小型のショベルローダーなどで入ることもあります。通常の除排雪のように、毎回指令が出てから入ることではなかなかいかない部分もあると考えているところではありますが、基本的には、除排雪を行う路線と考えているところであります。

○秋村光男委員長 よろしいですか。そのほか、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

採決は議案ごとに行います。

まず、議案第181号について採決いたします。

議案第181号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第181号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第182号について採決いたします。

議案第182号については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○秋村光男委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 182 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)